平成２５年第５回美幌町議会定例会会議録

平成２５年　９月１７日　開会
平成２５年　９月１９日　閉会

平成２５年　９月１９日　第３号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第　２　議案第９５号　平成２５年度美幌町一般会計補正予算（第５号）について
日程第　３　議案第９６号　平成２５年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第　４　議案第９７号　平成２５年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第　５　議案第９８号　平成２５年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第１号）について
日程第　６　議案第９９号　平成２５年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）について
日程第　７　認定第　１号　平成２４年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　認定第　２号　平成２４年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　９　認定第　３号　平成２４年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　認定第　４号　平成２４年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　認定第　５号　平成２４年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　認定第　６号　平成２４年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　認定第　７号　平成２４年度美幌町水道事業会計決算認定について
日程第１４　認定第　８号　平成２４年度美幌町病院事業会計決算認定について
日程第１５　意見書案第6号　森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について
日程第１６　意見書案第7号　教育費無償化の前進を求める意見書について
日程第１７　意見書案第8号　道州制導入に断固反対する意見書について
日程第１８　意見書案第9号　地方財政の拡充に関する意見書について
日程第１９　報告第　９号　健全化判断比率について
日程第２０　報告第１０号　資金不足比率について
日程第２１　報告第１１号　平成２４年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について
日程第２２　報告第１２号　例月出納検査報告について（５月～７月分）
日程第２３　議員の派遣について
日程第２４　閉会中の継続調査について

○出席議員

１番	新　鞍　峯　雄　君	２番	大　江　道　男　君
３番	中　嶋　すみ江　君	４番	上　杉　晃　央　君
５番	早　瀬　仁　志　君	６番	松　浦　和　浩　君
８番	岡　本　美代子　君　副議長	９番	坂　田　美栄子　君

１０番	吉住博幸君	１１番	橋本博之君
１２番	宗像密琇君	１３番	大原　昇君
議　長１４番	古舘繁夫君		

○欠席議員

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席説明者

美幌町長	土谷耕治君	監査委員	髙木　清君

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明者

副町長	染谷　良君	総務部長	平井雄二君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	広島　学君
建設水道部長	磯野憲二君	病院事務長	大村英則君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	糸屋定春君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端　勲君
まちづくり主幹	小西　守君	財務主幹	矢萩　浩君
契約財産主幹	村田純一君	税務主幹	田中三智雄君
環境生活主幹	石坂　聡君	児童支援主幹	武田孝司君
福祉主幹	谷川明弘君	健康推進主幹	佐藤和恵君
農政主幹	但馬憲司君	公社主幹	門別孝志君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	高崎利明君	建築主幹	露口哲也君
水道主幹	澤畠雅俊君	病院総務主幹	橋本美典君
事務連絡室次長	中村俊文君	教育長	平野浩司君
教育部長	高木恵一君	学校教育主幹	小室保男君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	荒井紀光子君
スポーツ振興主幹	佐藤　修君	農委事務局長	岩田憲次君
選管事務局長 監査委員室長	石澤　憲君		

○議会事務局出席者

事務局長	馬場博美君	次長	那須清二君
議事係長	水上修一君	庶務係	猪本　郁君

午前１０時００分　開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、これから平成２５年第５回美幌町議会定例会第３日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１番新鞍峯雄さん、２番大江道男さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場博美君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でございますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２　議案第９５号

○議長（古舘繁夫君）　日程第２　議案第９５号平成２５年度美幌町一般会計補正予算（第５号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　それでは、議案の１１ページをお開き願いたいと思います。

議案第９５号平成２５年度美幌町一般会計補正予算（第５号）について御説明を申し上げます。

平成２５年度美幌町の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１，９９３万４，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ９７億８，６１３万３，０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第２条、債務負担行為の追加は、「第２表、債務負担行為補正」で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第３条、地方債の変更は、「第３表、地方債補正」で御説明を申し上げます。

それでは、１４ページをお開き願いたいと思います。

第２表、債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

食缶洗浄機借上料、期間は平成２５年度から平成２８年度の間において、限度額１，４６４万８，０００円を新たに補正をしようとするものでございます。

この件に関しましては、平成９年に学校給食センターに導入いたしました学校給食の食缶であるとかタッパーウエア等を高圧力のジェットスプレーで洗浄する機械でありますが、８月２２日の使用中に高圧ポンプが破裂する事故が起き、このポンプは受注生産であり、費用、さらには納品期間を相当要すること、また、本体の更新を来年度予定していたことから、このたび、１年前倒しをして、３年リースで更新をしようとするものであります。３年リースの借上料総額は、１，７０１万１，０００円のうち、本年度予算化分２３６万３，０００円を除いた１，４６４万８，０００円を債務負担行為の補正としてお願いをするものでございます。

次に、１５ページをごらんいただきたいと

思います。

第３表、地方債補正について御説明を申し上げます。

起債の目的であります。

まず１点、農業生産基盤整備事業、１，８５０万円を２，２７０万円に、４２０万円の増額をしようとするものでございます。この事業につきましては、田中地区、豊栄地区における平成２５年度一般分の追加配分、事業費ベースでは６，９６２万２，０００円の増額に伴いまして、地方債を増額しようとするものでございます。

次の、スクールバス購入事業、新規に５６０万円の補正をしようとするものでございますが、これにつきましては、来年４月から福豊小学校が旭小学校に統合されることに伴いまして、通学にスクールバス２台、２路線を運行するものでありまして、そのうち１台につきまして、駒生、登栄辺地、それから豊富辺地、それから古梅辺地の、辺地対策事業債で国庫補助金及び起債対象外経費を除いた充当率１００％の５６０万円を発行しようとするものでございます。今回の補正によりまして、本年度の地方債総額を５億７，１６０万円とするものでございます。

それでは、次に、２５ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の補正でございます。

まず、１番上段であります総務管理費の財政管理事業費の増、１３万４，０００円、旅費でございますが、これにつきましては、不採算地区病院の特別交付税措置の経過措置が２５年度で切れるということになっておりますが、さらなる支援要望につきまして、北海道庁を窓口といたしまして、その活動が、今、具体化をしてきていることから、今後の、道あるいは中央要望を含めた要望に対する活動費といたしまして、旅費の増額をお願いをしたいというものでございます。

次の、政策推進事業費積立金７１万８，０００円の増額でありますが、平成２５年５月１３日から８月９日までに受けましたふるさと寄附金、６３件分の５９万円、及び、６月２０日、美幌ユースホステル協会様から、協会解散に伴いまして、残余財産を美幌町の観光振興に役立ててほしいと１２万８，０００円の寄附金をいただいた分を合わせまして、ふるさとづくり基金へ積立をしようとするものでございます。参考までに、これにより、年度末における残高見込みは８，６４７万４，０００円と見込みでございます。

次の、防災活動推進事業費、業務委託料と機械器具の予算の組み替えでございますが、これにつきましては、機械器具８５０万５，０００円を減額をするものを、同額で備蓄倉庫の委託料として計上いたしたいというものでございます。これにつきましては、緊急防災減災事業で予算化をさせていただきました中での避難所における資機材の備品購入費につきまして、相当額、入札執行残が発生いたしました。この事業につきましては、当初予算化のときに御説明いたしましたように、公務員給料の削減による交付税の減額措置に対応する事業ということで、交付税措置のある事業ということで、総額を予算化をさせていただいた関係上、今回、これほど大きな額につきまして減額になったということは、返りますと交付税につきましても減額になるというようなことから、その分を確保するという意味合いからと、あるいは、防災資機材の備蓄倉庫を、当初、旧給食センターの車庫、非常に老朽化しているところでありますが、そこを予定しておりましたけれども、備蓄するためには非常に環境もよろしくないということで、今回、この備品で浮いた分を、倉庫といたしまして、報徳の資材倉庫にプレハブのものを設置させて、いい環境の中で管理を図ってまいりたいということで、特に発電機につきましては、定期的な試運転等を行い、いつでもエンジンが稼動するように、また、バッテリーにつきましても、稼動しなければバッテリーも上がってしまうというようなことで、万一に備えまして、そういった管理が非常に重要となってくることから、倉庫を設

置したいというものでございます。

次の、東日本大震災復興支援事業費３９万３，０００円の増額でございます。報償費あるいは旅費、消耗品、通信運搬費でございますが、これにつきましては、昨年に引き続きまして、我が町から職員を派遣しております、宮城県山元町におけますふれあい産業祭の出店の協力要請が本年もございました。昨年同様、これの要請に応えるべく、昨年と同様の内容の物産を送り、そこで販売をし、それらの販売益を寄附をしてくるということで、町あるいは観光物産協会の協力を得、あるいは、物産につきましては、それぞれ、ＪＡでありますとか、商工会議所でありますとか、日甜でありますとか要請をいたした中で、協力をしてまいりたいということで経費をお願いをするものでございます。

次の、統計調査事業費の減５，０００円につきましては、委託金の配分による組み替えでございます。

次に、２７ページをお開き願いたいと思います。社会福祉総務費の一般事務費の増、積立金５万５，０００円であります。ふるさと寄附金につきまして、５月１５日から７月２２日までの間の４件分２万５，０００円が、福祉の指定寄附ということになってございましたので、この分につきましては福祉基金へ積み立てをするということと、５月３１日、東町１丁目にお住まいの長瀬知子様から、５月２６日に御逝去されました、夫、健一様が、生前、障害福祉サービスにお世話になったということで、障害福祉に役立ててほしいと３万円の御寄附をいただきましたので、これを合わせて福祉基金に積み立てをしようとするものでございます。参考までに、年度末における基金残高は３億４７０万８，０００円となる見込みでございます。

次の、在宅福祉事業費の増、１５１万５，０００円であります。消耗品、通信運搬費、機械器具ということでございますが、これにつきましては、緊急通報装置の申請件数の増に伴います増額補正をお願いをしようとするもので、当初、２５台を予定をしておりましたが１５台分の追加をお願いしたいというものでございます。

次の、施設運営事業費の増、８万円。これは修繕料でありますが、老人憩の家におけますボイラー室の給湯減圧弁の故障による修繕費用の増でございます。

次に、障害者自立支援事業費の増、償還金利子及び割引料６９万４，０００円につきましては、平成２４年度分の給付費と道負担金の額の確定による返還金の増額でございます。

次に、児童福祉費の子ども発達支援センター事業費の増、修繕料２０万円でありますが、子ども発達支援センターの別館におきまして雨漏りが発生をいたしまして、屋上の防水修繕が必要となったことから、補正をお願いをしようとするものでございます。

次の、保育園費、施設維持管理事業費の修繕料２０万円の増額でございますが、東陽保育園の平成５年に設置をいたしました給湯ボイラーが故障をしたため、更新をするものでございます。

次に、衛生費であります。他会計事業負担金の減ということで、病院事業会計負担金８４万５，０００円の減額補正でございます。これにつきましては、建設改良及び高度医療に要する経費確定に伴う予算の整理でございます。

一番下、感染症対策事業費の増ということで、エキノコックス症検査委託料３４万円の増額補正でございますが、受診者の増に伴います増額ということで、当初、４２０人を見込んでおりましたが、３４０人の増をお願いをしたいというものでございます。これにつきましては、当初予算で御説明いたしましたが、平成２５年度から受診率の増を図るために自己負担の無料化をいたしたところでございます。

次に、２９ページをお開き願いたいと思います。農業振興費の一般事務費、地域農産加工品開発・販売モデル事業委託料５３２万

１，０００円の新規増額でございます。これにつきましては、平成２５年度の緊急雇用創出推進事業の追加内定によりまして、美富にあります株式会社清流農園におきまして３名の雇用創出をいたし、農産物の規格外品などの加工品の開発、販売、それから、材料等の集約システムの構築を行うもので、補助率、道費１００％によるものでございます。

次の、環境保全型農業直接支援対策事業費の増、消耗品３万５，０００円につきましては、補助金の割り当て増でございます。

次の、農業振興施設等整備事業費、オホーツク玉ねぎＧＡＰ取得推進事業補助金２，９７０万円の新規補正でございます。これは、道の地域づくり総合交付金によりまして、タマネギ防除の飛散防止型スプレーヤー７台を導入いたし、優良農業実施基準でありますＧＡＰの取得を目指すものでございまして、間接補助でございますので、歳入歳出同額の予算補正となります。

次の、農地費、道営土地改良事業費の増ということで、２地区ございます。美幌田中地区分担金１，０００万円の増、それから、美幌豊栄地区分担金３９２万５，０００円の増でございますが、これにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、平成２５年度一般分の追加配分による分担金の増でございます。

次に、林業費、林業推進事業費の増、積立金７万５，０００円の増額補正でございますが、７月８日及び７月１８日、株式会社宮田建設様から森林整備協定による寄附を受けまして、未来への森林づくり基金へ積み立てをしようとするものでございます。参考までに、これにより、年度末における基金残高は１，３８６万５，０００円となる見込みでございます。

このページの一番下、観光施設維持管理事業費の増ということで、次の３１ページをお開き願いたいと思います。まず、交流促進センター維持管理委託料１４６万８，０００円の増額と交流促進センター泉源改修工事ということで９５８万７，０００円の増額補正でございます。まず、工事請負費のほうでありますが、平成２４年１２月に発生をいたしました泉源のケーシング管破損改修工事であり、内装管及び遮水装置を設置し、改修を図るものでございます。この工期を２１日間と見込んでいることから、その上段の委託料につきましては、さきに屋根改修等でも行いましたが、休業期間における職員の人件費分の補償ということで、この工期２１日間分について、今回。計上をいたしたいというものでございます。

次の道路橋梁維持管理事業費、まず、修繕料５３０万円の増額でございますが、これにつきましては、春の融雪機による道路のり面崩壊や道路陥没による修繕箇所が見込みより多かったこと、さらには、今後の執行見込み等を勘案をいたしまして予算が不足する見込みとなったことから、今回、増額をお願いをしようとするものでございます。

次の堤内排水対策事業費、各樋門排水ポンプ設置等委託料１７５万８，０００円の増額でございますが、４月７日発生の大雨対応及び今後の台風の対応分として増額をお願いをしたいというものでございます。

次の維持管理事業費、修繕料１１１万円の増額でございますが、これにつきましても、融雪期の河川増水等により護岸ブロック等が崩壊をし、修繕分を必要とするため増額をお願いをしたいというものでございます。

次に、教育費でありますが、学校管理事業費のまず工事請負費ございます。美幌小学校、東陽小学校、旭小学校のそれぞれのトイレの洋式化工事ということで、増額補正をお願いをするものでありますが、この工事につきましては当初予算の積算において、便器を和式から洋式へ交換をする工事費として積算をしておりましたけれども、実際の実施に当たって精査をいたしたところ、便器のみの交換のみならず、間仕切りや配管等の改修も必要であることが判明いたし、予定していた市内校３校全校の改修には予算が著しく不足を

することとなったことから、補助事業の道も模索をしたしていたところ、このたび２５年度の補助金の追加採択が得られましたので。歳入歳出の増額を補正をお願いをしようとするものでございます。工事内容につきましては、当初見込んでいた便器の交換のほかに、間仕切り、排水を改修するほか、ウオッシュレットの一部設置、あるいは多目的トイレの設置、節水型便器の導入を図ろうとするものでございます。その上段の普通旅費、消耗品につきましては、この工事費が補助対象事業で行うということから、その事務費の分でございます。

次の、車両、８５０万４，０００円の新規補正でございます。これにつきましては、地方債でも御説明いたしましたが、来年４月から福豊小学校が統合することに伴いまして、路線バス古梅線を休廃止し、スクールバス２台を購入し、過去の統合した学校区域を含めて混乗バスとして運行するもので、予算計上を小学校費、中学校費、それぞれ１台ずつ計上するものであります。購入するバスにつきましては、２９人乗りのマイクロバスでございます。特定財源は国庫補助金定額の２５０万円であります。その下の公課費あるいは上段の手数料、保険料につきましては、この車両購入に伴う経費でございます。

次に、３３ページをお開き願いたいと思います。中学校費でありますが、学校管理費事業費の、まず、修繕料１８５万５，０００円でありますが、これにつきましては、ことしの３月に、美幌中学校の普通教室、全９室の黒板が反り返るという現象が起きまして、これを張りかえるもので、１００万１，０００円であります。それから、もう一つ、美幌中学校の暖房用ボイラーの点検で不良箇所が発見されまして、部品交換を要することとなったもので、８５万４，０００円を補正をお願いをしようとするものでございます。その下の車両費８５０万４，０００円、これは小学校と同額でございますが、小学校費で説明したとおり、中学校費についても１台計上するものでございまして、中学校費につきましては、特定財源は国庫補助金２５０万円のほか、辺地債５６０万円がございます。

次に、統合地区通学費補助金６０万３，０００円につきましては、補助対象者の実績増による増額をお願いをしたいというものでございます。

次に、図書館費の活動促進事業費、消耗品費５，０００円の増額でありますが、６月１９日に御寄附をいただきました、ふるさと寄附金１件５０００円につきまして、寄附の目的が子供たちの図書購入ということの指定寄附であったことから、図書館において寄附者の意に沿った図書を購入しようとするものでございます。

次に、保健体育の屋外体育施設維持管理事業費の修繕料１８２万８，０００円の増額でございます。これにつきましては、柏ヶ丘運動公園及び野球場におきまして、落雷によって受電設備及び時計が破損したことによる改修、並びに、今後の避雷対策の改修を行おうとするものでございます。

次の、学校給食センター費の施設維持管理事業費、機械等借上料２３６万３，０００円につきましては、先ほど、第２表、債務負担行為補正で御説明をいたしました、食缶洗浄機借上料の平成２５年度支払い分の計上でございます。

一番下、職員給与費、職員退職手当組合負担金６５２万７，０００円の増額でありますが、これは、平成２４年度勧奨退職者増加による精算負担金の増ということで、当初予算計上は２名分を見ておりましたが、実績では５名ということによる増額でございます。

それでは、次に、歳入を御説明いたしますので、議案の２１ページにお戻り願いたいと思います。

分担金であります。畑地帯総合土地改良事業美幌田中地区並びに美幌豊栄地区分担金の増につきましては、第３表、地方債補正、並びに、歳出、農地費で御説明いたしました追加配分による分担金の増でございます。

次に、小学校費へき地児童生徒援助費等補助金２５０万円の増は、小学校費で見ておりますスクールバスの導入１台分に係る補助金２５０万円でございます。その下の学校施設環境改善交付金１，５１２万１，０００円の増額でございますが、市内校３校、小学校３校のトイレ洋式化工事に係る補助金を得られることとなったことによる増額補正ではありまして、補助率は３分の１であります。その下の、へき地児童生徒援助費等補助金２５０万円につきましては、中学校費で計上している分のスクールバス１台分でございます。

その下、妊婦健康診査支援事業補助金３３万３，０００円の増額でございますが、平成２５年度から、この健診につきましては一般財源化されておりますが、平成２５年３月分が補助金として交付されるもので今回増額をしたいというものでございます。

その下の、緊急雇用創出推進事業補助金の増５３２万１，０００円につきましては、歳出の農業振興費で御説明いたしました株式会社清流農園への委託事業として実施する農産加工品の開発、販売モデル事業の補助金１００％の補助金でございます。その下、地域づくり総合交付金２，９７０万円、これも同じく、農業振興費で御説明いたしました、玉ねぎＧＡＰ取得推進事業の間接補助金同額でございます。その下、食料供給基盤強化特別対策事業補助金の増４３４万４，０００円につきましては、農地費で説明いたしました、田中、豊栄地区の畑総事業の平成２５年度の追加配分による増額分でございます。その下、環境保全型農業直接支援対策事業補助金の増３万５，０００円につきましては、農業振興費で御説明いたしました補助金の割り当て増による補正でございます。

一つ飛びまして、女満別空港ビル出資配当金６０万円の新規補正でございますが、本町が保有する空港ビルの出資持ち株４００株に対しまして、前年度と同額の、１株当たり１，５００円の配当金が６月に開催されました株主総会で決議されたもので、今回補正をするものでございます。

その下、ふるさと寄附金の増６２万円、５月１３日から８月９日の間に受けました６８件分のふるさと寄附金でございます。参考までに、今年度のふるさと寄附金は１０４人となっております。

その下、社会福祉費寄附金の増３万円でありますが、歳出でも御説明いたしましたが、５月３１日、東町にお住まいの長瀬知子様からの御寄附でございます。

次に、２３ページをお開きください。

林業費寄附金の増７万５，０００円につきましても、歳出で御説明いたしました株式会社宮田建設様からの森林整備協定による御寄附でございます。

観光費寄附金１２万８，０００円につきましても、歳出で御説明しました美幌ユースホステル協会様からの御寄附でございます。

前年度繰越金の増３，２８６万４，０００円につきましては、今回の財源調整を前年度繰越金に求めるもので、現年度分の繰越未計上額は６，７４９万１，０００円となるところでございます。

次に、雑入でありますが、各種検診料等会計負担金の増１７万円につきましては、エキノコックス症検査受診者増に伴います国保会計負担金の増分でございます。その下、過年度障害者自立支援給付費あるいは医療費の国庫あるいは道費の追加交付金でございますが、平成２４年度分、額の確定に伴います、国、道の負担金の追加交付でございます。

町債でありますが、町債につきましては、先ほどの第３表、地方債補正で御説明を申し上げましたので、内容の説明については省略をさせていただきたいと思います。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　２５ページ、防災活動推進事業費の中の８０５万５，０００円

のことと、３１ページ、土木費の道路橋梁維持費の中の堤内排水対策事業費の増、樋門ポンプ設置委託料についてお聞きしたいと思います。

２５ページに戻っていただきまして、まず、倉庫を設置したいと。説明によりますと、簡単に言えば、下水道処理場のほうに建てたいというお話だったかと思っています。聞きたいのは、お金の額とかいうことではなくて、設置する場所が本当に適当な場所かという趣旨でお尋ねをしたい。と申しますのは、これは美幌町が発行しているハザードマップであります。多くの住民は、このハザードマップを見ますと、あそこへ行くのに橋を渡らなければいけないし、こう言ったら失礼になるかと思いますが、日の出とか美芳、このハザードマップでは、この地図で判断すれば、少なからず、５０センチ、１メーター、水没するよとハザードマップに書いてあるのです。これは水没ばかりではなくて、いろいろな災害対応の倉庫だと思いますが、仮に水害だけを見た場合、取りに行くといったって、行く前に水没していて、車がもしか走れないかもしれない。その向こうに倉庫をつくるというのは、いかがなものか。どういう議論の末に、この場所を選定されようとしているのか、ちょっと私の理解がまだ至っていませんので、済みませんが、もう少し丁寧に。ただ、これは意見は言ってはいけないと思いますが、議会のほうも、防災ということで、日々研究、テーマにして活動している委員会もございます。そういう観点もあわせて、例えば避難所近くだと、びったりでないにしてもですね、住民が多く避難する地域だとかいうのが通常の考え方だという勉強もさせてもらっている中であります。そういう観点からも、いま一度、倉庫の建てる場所という意味で、丁寧なる御説明をいただきたい。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　先ほども、若干説明の中で触れさせていただいたわけでございますが、今回の設置場所の選定につきましては、維持管理費の面を重視させていただいたということで、特に発電機につきましては、避難場所に、そういった災害が起きれば、当然、設置をするのですが、そこに置いておきますと、維持管理がどうやってやっていくかということになると、なかなか定期的な試運転等が難しいと。要するに、学校でやらなければいけないということと、非常に重たい機械なものですから、そういった出し入れ等も非常に問題があるということで、ここの報徳の車両センターにつきましては、今回の避難所用の発電機のほかに、既に予算で認めていただきました排水ポンプの稼動のための大型発電機も導入するということで、これらもあわせて維持管理が可能となるというような利点がございますので、そういったことから、議員御指摘の件も確かにもちろんございますが、水害もあれば、地震もあれば、いろいろな災害があるわけでありますが、その中で維持管理をどうやっていくかをまず優先させていただいたということで、水害等の発生した場合は、当然、車両センターには排水ポンプを稼動させるためのポンプであるとか大型の発電機、照明器もございますし、そのほか、砂等が、粗砂、あるいは機械、重機等もございますので、そういったものを一斉に稼動させて、出動させるというようなことから、適地ではないかということで、いろいろな課題は、もちろんあるのは承知の上でありますが、その中でも、選択肢としてこれが一番いいのではないかという選択をさせてもらったということで御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　この項目の２回目であります。

今、都会ではゲリラ豪雨と言って、雨とか水害の部類で、ちょっと私の感覚でお話しさせていただきますが、急激に、１時間当たり、美幌はまだ経験していませんが、何十ミリ何百ミリという雨、近々に、美幌だって、

いろいろなことがあったのでしょう。対応が１日前、２日前だったら、維持管理も十分その説明はわかります。でも、狙いは、災害時に、すぐ速やかに設置できたり稼動できるのが本来の目的であります。もちろん、日々の何もないときの維持管理ということも大切でしょう。でも、今、説明は本末転倒ですよ。という意味で、これ以上意見になってしまうからやめておきますけれども、設置については、もうちょっと慎重に御審議されたほうがいいかなと思っています。

次に、これは３１ページの１回目です。堤内排水対策事業費の各樋門排水ポンプ設置委託料１７５万８，０００円の話を、説明では、４月７日の分及び今後のという御説明でした。私は、まず大きい１点目として御指摘したいのは、なぜ今ごろよと。この美幌町は、予算書は、款、項、目、節、そして、この性格は、先ほどの話に戻すつもりはありませんが、いざといったときの備えとしての、対応のための金なはずなのですよ。普通の工事の予算ではなくて、いざというときの備えている、備えておくというかな、速やかに対応するために、そういう観点で、一つは４月７日、実は、ここに２５年当初予算があります。当初予算では、この款、項、目、節の中の、さらに細かい部分を言うと、８４万２，０００円、委託料はですよ。では、４月７日に、少なくともこれに該当するお金は幾らになったのか、まず１回目としてお聞きしておきたい。そして、ついでに言っておきますが、まだ、これは今審議中であります。今定例会は、９月１７日１０時から開会させていただいております。皆さんには御苦労願ったと思いますが、議会に報告がありました。９月１６日、時間は私の聞き忘れがあるかもしれませんが、捉えとしては８時過ぎ、職員さんの全員の招集というようなお聞きしている中で、もちろん各樋門にポンプが設置されたと。そういうお話も伺っていますので、どうせ、この予算出すのであれば、そのことも含めて、今後という予算も含まれているという話であるならば、私は、この予算の出し方、ちょっと工夫していいのではないかと。修正なり、直近の議会がありながら、まだ認めていないのですよ。認めたくないという意味でないですよ。そういうことも含めて、大きい観点で２点お聞きしますけれども、まず数字のお話もありますので御説明いただきたい。

○議長（古舘繁夫君）　建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　まず、７月７日の分の当初予算の中で執行した部分ですけれども、執行額は１３０万円で流用して執行させていただきました。

それと、今の備えとかそういう形の部分なのですけれども、原課で、他の修繕とあわせて補正をすればいいと考えた中で、今回の９月にしたということにつきましては、御指摘のとおり、そういう備えとかそういう形については、時期的にちょっと協議が足りなかったかなということを思っています。原課としては、そのことをきちんと協議した中で進めればよかった部分が今回になったということで、大変申しわけありません。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　もう１点目の、今回の１６日の災害対応でございますが、この予算につきましては、当然、即、ポンプ等も配置をしたということ、そのとおりでございますが、費用につきましては、もちろん確定もしていないということと、もう１点は、既定の予算、節だけではございませんので、款、項、目と、細節ということで、そのほかに事業費予算ということで、事業費の中でのやりくりがつくという判断のもとに、今回、その中での執行をさせていただくという判断のもとに、今回は補正予算を組まないでいきたいということの判断をさせていただきましたので御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　この項目の２回目という捉え方でお話しさせていただきます。

そうしたら、そこまで言い切るのだった

ら、美幌町は丁寧な予算書のつくり方をしています。事業費という言葉をお使いになられたけれども、節の中で、もうパンクしている、簡単に言えばですよ。先ほど、いろいろな、もろもろ合わせて百三十何万というふうに、数字は、もし間違っていれば御訂正願いたいけれども、私の捉え方としては、当初予算で委託料は８４万２，０００円のない中で、これより大きいお金を言われたから、当初予算の段階で、もうパンクしている。それも４月７日の、日にちは、精算行為は別として、発生という意味で。美幌町は、款、項、目、節、丁寧に書かれているのですよ。そうなったら、私は、この中の１項目に戻りたいけれども、もうパンクしているの知っていて、６月定例会もあったでしょう、臨時議会もあったでしょうと、この予算の性質は、備えるためなのですよ。物事ができてから出すべきものでは、本来は備えるための予算だと私は受けとめている。

この項目の２点目。定例会で同じ項目２回審議できないものですから、例えば１６日、皆さん出動しましたよね。ポンプ設置もありました。実は、定例会始まる朝、こういうことが起きましたと町長さんたちが来まして、そういうことがあったという事実は、議長を通してお聞きしています。でも、専決なのかなと、一瞬、議会のルール上ですよ、専決なのかな、何か、シグナルも来ない。そうなったら、この予算書、みんな性質を持っているのですよ。いざといったときの備える予算もあれば、物をつくるとか、設備するという、その予算内で消化していっていい予算と。この性質のものは、備えるべき予算だと私は思いますから、そういう意味では、大きい２点目として、ここの予算の性質はどういうものだと。

ついででありますけれども、私は、１６日は、まだこれは議決していないわけですから、備えて今後という言葉も聞いていますが、それも含めて何らかの考え方をやっぱり示していただかないと、議会のルール上、例えば１２月ごろ、実は９月定例会の前の日の、事が起きて補正したい、今、直近の議会なのですよ、そこら辺の説明もお伺いしておきたいということです。

○議長（古舘繁夫君）　建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　１点目につきましては、原課の私たちの執行管理の部分で、御指摘のとおり、そういう部分については、きちんとした協議の中で進めるべきだったと深く反省しております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　予算の扱いにつきまして、若干補足をさせていただきますが、議員おっしゃっております、委託料が不足をしているということの話であります。これは、御指摘のとおり、堤内排水対策事業費の節、委託料の中では、今御指摘のとおり、既に予算不足が生じていると。この中で、今回、台風１８号で、さらにまたポンプの設置が必要になったということでありますが、予算の計上でいきますと、あくまでも、この委託料というのは、目の中に一つ設けております。この目の中の委託料というのは、１，４６０万４，０００円が当初予算でございまして、ここで不足が生じますと、正確に言う節間流用というのが出てきます。さらに、この目が不足しますと、目間流用というものが出てきますので、今回の１８号台風における予算のほうの執行のやりくりにつきましては、この目の中の委託料の中で不足は生じていないので、その中でのやりくりが可能だということで、今回は補正を組まないで、目の中の予算の委託料の中の事業費の中の事業間流用の中でやりくりが十分つくということで、今回は処理をさせていただいたということで御理解を願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　３回目です。質疑はこれで終わりますので。私が言いたいのはそのことは、私も１８年近く議員やらさせて

もらっていますから、普通の事業費というのは年度内に消化していくものだと私は見ているのです。この性格は、備えるためのお金だという観点で私はお話をさせてもらっている。そういう意味では、４月７日付で、なぜパンクしているということを認識されないのですか。これは、こういうことがあったら速やかに、あらかじめ一定額、一定額は土地によって違うのかもしれないけれども、準備しておこうということなのでしょう。そうでなかったら、今後、美幌町において、先ほどの話には戻りたくはないけれども、災害対策に対する心構えというものが、あやふやではないかなと思うのですよ。ですから、私は、何らかの考え方、総務部長、あなたは、そのとおり、そういう決まりの中で生きていらっしゃると思うけれども、備えるお金という意味で、あるべき姿、パンクしている状態で置いておくというのはいかがなものか。この見解、副町長、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　副町長。

○副町長（染谷　良君）　備えということで、特に防災の観点では、議員が御指摘のとおりだと、このように認識しております。予算全体通じて、備えという意味では、広い視点では全て備えなのでしょうけれども、今御心配いただいている防災に関しての備えというのは、議員が御指摘のとおりだと思いますし、先ほど来、建設水道部長のほうから、もう少し早い時期に予算措置をしておくべきだったということで言っております。まさに私もそのとおりだと思っていますから、今後、このことにつきましては、議会に提案できるときには極力早く対応してまいりたいと思います。また、先日の大雨対応、このことにつきましても、まだ、事業、どのぐらいの被害が出て、そして、事業がある程度どのくらいだということがまだ未確定なものがあります。その中で、アバウトな中で予算計上するというのは、やはり財政運営上も好ましいことではございませんので、ある程度の状況下を見越した段階での措置と、どうしてもならざるを得ないということであります。

３回にわたりまして、種々、御指摘いただいた点につきましては、私どもも、今後、そのことを十分受けとめて対応してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　ただいま説明したとおり、途中で補正あるいはそういった措置をとらなかったということについての、今、副町長以下、おわびを申し上げましたけれども、御指摘のとおり、美幌町は丁寧な予算書つくっているという評価をいただきました。もとより、議決事項は、款、項が議決事項で、目、節については説明資料ということでありますので、そのことのひとつ御了解をいただきたいと。その中で、専決処分あるいは流用という、自治法上認められたものを最大限に生かすというようなことも一つありますけれども、いずれにしろ、議会に対する説明、そして、審議する機会を奪うということになりませんので、今回、こういう形で提案させていただいたということであります。

それともう一つは、備えの予算ということであります。これは、水対策もそうですけれども、冬の除雪対策もそうなのでありますけれども、潤沢に資金があれば、マキシマムで最大限の見込める災害の部分を組めればいいのですけれども、なかなかそうもいかないというようなことで、過去の実績踏まえながら、当初予算としてはこの程度で抑えて、事があれば補正をお願いする、流用をお願いするということでありますから、備えるということの重要性の中でも、やはり潤沢にないというようなことで、当初予算から組めないというこのつらさも御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

１３番大原昇さん。

○１３番（大原　昇君）　２５ページ、財政管理事業費の増と、もう１点が、３１ペー

ジ、学校管理費について、ちょっとお伺いしたいと思います。

まず最初に、２５ページの財政管理事業費の増、これは不採算部門に関しての陳情の予算だと思います。これは、以前、厚生常任委員会のときに、委員会として陳情をしたことがあります。そのとき、道のほうから、町のほうには大変苦言が申されて迷惑かかったのかなと思っておりますけれども、今回、政務活動費、私たちの中で陳情という部門が陳情も許しますよというようなことがありました。これが、もし、町のほうで陳情に行くのであれば、私たち議員も政務活動費の中で一緒に同行できるのか、あるいは、迷惑がかからないのであれば、議員個人で、またそういうのも行けるのかどうか、町の御意見を伺いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　これは、２５年で打ち切りの、いわゆる病院の不採算部門の６，７００万円、約７，０００万円が極めて危ない状況にあるということで、私どもと、今、対象となっているところを、新ひだか町、それから上富良野町と、３町で一つになって、何とか引き続き、形を変えてでも、この不採算地域のやつを何とか措置してほしいというようなことで、３町で今取り組みしているところなのです。従来どおりの５年間の激変緩和ということを、私たち５年前に、もうやむを得ず、これはもうやむを得ない措置だということでのみ込んできた経過がありますので、このまま引き続きお願いしますということには、なかなかなり切れないというようなことで、今、新たな提案をしようということで、北海道庁とも、私と上富良野の町長、そして新ひだかの町長含めて、道の部長のほうにお会いして、何とか道も力をかしてほしいと。それは、一つには、従来と同じように、延長、延長ということではなくて、新たな目線で、新たな提案で、何とか引き続き財源措置をいただきたいということで今やっております。それで、道も力を入れていただくということで約束で、今、お互いに、どういう方法がいいかということを提案して、それで、北海道庁も我々の提案を受けて総務省に当たっているというようなことが現実に行われております。

それで、一つには、我々が提案しているのは、人口集中地域というＤＩＤという、そういうのも不採算の地域の中に一つ入っているので、そこから攻めていこうということで、今ちょっと下ごしらえをしているところであります。それで、それが３町で、これで行こうということになれば、本庁のほうに向かって、総務省のほうに向かって、我々は行動するということであります。それで、近々、この予算を認めていただければ、まず事務レベルで道庁の担当部局と話して、陳情の内容の精査をした後、また私ども３町の首長が、含めて行動を起こすという手はずになっておりますので、今、ちょっとまだ下ごしらえの新しい提案を、今つくっているところでありますので、それが北海道と、よし、これで行こうということになれば、また議会の皆さんにも相談して、いろいろなルートを通じて御支援をいただきたいなと思いますので、今のところは、ちょっとまだそういうところまでいっていないという状況ですけれども、近々そういう動きが出てくるという可能性があります。そのときには、またよろしくお願いしたいと思います。

それで、当初、全国で８カ市町、八つの自治体しかなかった、対象から外れたということでありますけれども、その後の動きで、今、北海道で、当初四つだったのですが、今、三つになってしまったと、森町が抜けてしまったということで、全国で五つになってきているというようなことがあるので、五つのために何十億もかかるお話でもないので、何とかそこを突破口に、新たな目線でやっている最中でありますので、またその方向が決まれば議会の皆さんにも報告をして、力をかりたいと、そのように思っています。

○議長（古舘繁夫君）　１３番大原昇さん。

○１３番（大原　昇君）　今、事務レベルで調整しているということであります。もし、それが大体まとまって、これからまた国レベルで陳情に行くというようなことがあれば、私たち議会のほうにも、その内容を教えていただき、また、その中で、議員が一緒に同行できるような方向に持っていっていただきたいと。うちの議員も、みんなやっぱり心配しているのですね。そのことを十分熟慮していただいて、できれば一緒に行動したいと思っておりますので、それこそ、こちらのほうから申しわけないですけれども、お願いしたいと思います。

３１ページ、学校管理費。今回の大雨で、以前から、ちょっとこれから外れますけれども、東陽小学校の体育館、相当雨漏りがひどかったということで、十何カ所から雨漏りがあったのですね。まして、あそこが避難場所になっています。避難場所がそのような状況の中で、多分、学校、相当古いと思います、２８年くらい、東陽小学校かかっていると思いますので、そういう屋根、ほかの学校も、避難場所の確認だとか見て、そういうこれから対策をどういうふうにとるのかをお聞きしたいと思います。ちょっとずれますけれども。

○議長（古舘繁夫君）　教育部長。

○教育部長（高木恵一君）東陽小学校、避難場所になっておりまして、雨漏りがあったということで、今回、台風の中でも報告を受けておりまして、早速、うちの担当がその状況についての確認をしております。どういうふうに修繕できるかという部分については、今後検討しながら、当然、避難所になっておりますので、そういうことがないように修繕等に向けて検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　１３番大原昇さん。

○１３番（大原　昇君）　検討するということですね。やはり、これは避難場所という大事なところ、そして、子供たちも、そこで授業を行うわけですから、まして、舞台にも雨漏りがあるというようなことですから、これも、ぜひ、順番的には、相当優先順位が高いのかなと思っておりますので、またいろいろと熟慮していただきたいと思います。

以上です。

○議長（古舘繁夫君）　４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　それでは、私は、２９ページの地域農産加工品開発・販売モデル事業と、それから、３０ページの交流促進センターの泉源改修工事のことでお尋ねしたいと思います。

最初の、この地域農産品の加工のやつは当年度予算だということでお聞きしたのですけれども、この事業の中で、どんなような農産品加工の事業計画を持たれているのか。それと、先ほど説明の中で、規格外の農産品の取り扱いのこともお話ししておりましたけれども、具体的にはどんな農産物をこの中で取り扱おうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　経済部長。

○経済部長（広島　学君）　今回、これは緊急雇用創出推進事業でありますから、町と清流農園の委託事業ということになります。今回予定をしている事業につきましては、バレイショ等のはね品といいますか、規格外品、これをつくって加工品を作成すると。その中で、その規格外品を利用した加工品の開発がどうできて、その販売がどういった形のマーケティングができるかという事業を進めたいということで、一応３名の雇用で６カ月間の期間ということで予定をしている事業でございます。

○議長（古舘繁夫君）　４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　わかりました。

次に、３１ページの交流促進センターの、先ほど２１日間の休業期間の補償しますということで、これは、予算が議決後、実際に工事発注して休みになるのがいつぐらいの予定なのかということわかれば、お知らせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　経済部長。

○経済部長（広島　学君）　この業者が、今、入札後でないと、業者のほうも得意業種といいますか、町内での業者を予定しておりませんので、入札後の業者と協議をしながら工事日程を決めるということになろうかというふうに思いますけれども、できれば１０月、１１月と利用して実施をしたいというふうに思っておりますけれども、今回の２１日間、工事日程を見ておりますが、休業日程については最大で２１日ということで計上させていただいております。恐らく、毎年、メンテナンスのための休業もしていますので、できれば、そのメンテナンスに合わせて工事を実施をしたいというふうに考えておりますけれども、先ほど申しましたとおり、業者の日程が相当詰まっているということも、それぞれの業者の中からお聞きをしていて、それは入札後の決定業者によって、再度、やっぱり調整をしなければいけないということもございますので、一応工期については６０日間という長い工期を設定をさせていただきたいと。その中で、工事日程については落札業者との協議により決定をさせていただきたいというふうに思っていますので、その決定後、また地域住民の皆様等については休業等についてお知らせをしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君）　４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　工事期間６０日で実質的な休業補償２１日ということは、いわゆる峠の湯が休む期間というのは実質２１日で十分対応できるということで理解していいのですね。わかりました、よろしいです。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　３１ページの、小学校費のスクールバスの購入、それから、３３ページ、中学校費のスクールバス購入にかかわってお聞きしたいと思います。スクールバスの購入については全く異存がないのですが、その運行にかかわって、実態がどうなるのか懸念をしております。スクールバスは混乗ということで、路線バスが廃止になるということにもなっておりますが、夏休み、冬休みの期間中は、スクールバスの運行はされないと思います。そのときに課外活動、部活ですかね、足の確保はできないという状況になるのでないかと。その結果、学校統合などによって、遠距離の部活への参加は父母の負担ということに、結果的になるのではないと思うのですが、この件に関しては何らかの対処がとられるのか、あるいは、父母のほうから、その件にかかわって意見は出ていないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育部長。

○教育部長（高木恵一君）　夏休みにおけます部活等に伴いますスクールバスの運行ということだと思いますけれども、現状のスクールバスの運行の中では、夏休みにおけます運行はいたしておりません。今回、統合に伴いまして、地域の皆様に説明をさせていただく中では、夏休みの運行について要望ということがあったということではございません。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君）　まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西　守君）　まちづくりのほうで混乗化バスのほうの対応をしておりますので、御説明させていただきます。今回、古梅線の廃止休業に伴いまして、新たに混乗スクールバスとして運行されます。その中では、今まで阿寒バスの運行では、夏休み冬休みについても、国道でありますけれども運行されております。それを引き継ぐということで、混乗スクールバスのうちの１本、美幌駅発着で古梅まで行く線がありますが、この線につきましては、夏、冬休みについては、９時に美幌駅を出発して、古梅に９時３９分に行って折り返しします。そういう中で、ただいまお話のありました部活利用者については、国道沿いで乗車をしながら乗車することができるというふうに考えております

ので、この期間については、従前の国道に出ていただいて乗車をしていただくことになりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　２７ページ、衛生費の感染症対策事業費の増のエキノコックス症検査委託料ということで、今回、金額が当初より、約倍になったということで、この背景と、エキノコックス症、要するに、エキノコックスの駆除も含めて、ちょっとお聞きしたいのがありまして、今回予算がふえたのは、道のほうの予算がふえたということなのですけれども、これは、エキノコックスの症例が多くなっているからなのか、もしくは、何か予算の絡みだけだったのか。また、単純に受診者が多いからなのかということをまず聞きたい。続きまして、この受診した中で、もしもエキノコックス症の方が多ければ、美幌町としてエキノコックス対策の駆除の政策等に入る場合、これも含めて道の補助金等が出るものなのかどうか、まずお願いします。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　今回のエキノコックス症のふえている原因でございますけれども、自己負担が３００円から今年度については無料にしたと、それがまず一つの原因でございます。それから、一般の方の特定健診受診者の６０％の方が検査を実施しているのですけれども、学童は昨年も無料で実施していたのですが、今回無料化されたことに伴いまして、検査希望者が増加しているというようなことが原因でございます。それで、現在、８月末の実績で４１６名ということでございます。それで、その分の増額分を今回見込ませていただいたというようなことでございます。

○議長（古舘繁夫君）　道からの支援はと言ったやつはどうですか。

○民生部長（藤原豪二君）　感染者につきましては、２４年度については４人でございます。補助金については、ございません。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　余りいい数字でないのかなと思うのですけれども、たまたまエキノコックスの駆除対策が、オホーツクの近隣町村でも、平成１７年か１８年かな、実行しまして、エキノコックス、要するに発症のもとのキツネですか、十何％に減ったという実例があるのですけれども、今回、人数が多い少ないではなくて、美幌町内の方が、これだけの方が発症しているとなれば、なおさら、この数字をもとにエキノコックス対策等のほうの予算も、この道の予算の中で追加として認められるかどうかを聞きたかったのですよ。というのは、エキノコックス対策をやる時期が来たのではないかと思ったものですから、今回の予算の中で聞けるかなと思ったものですから、その辺も含めて。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　先ほどの４件につきましては、北見保健所管内ということで、それで、役場が実施するというよりも、北海道の保健所の報告で、そのような発症については取り扱うというようなことでございます。

○議長（古舘繁夫君）　答弁いいですね。

ほかに質疑はありませんか。

１番新鞍峯雄さん。

○１番（新鞍峯雄君）　２７ページの２番の在宅福祉事業の増と、もう１点、３３ページの一番上、１番の学校事業費の増の関係ですけれども、まず、２７ページ、在宅福祉事業の増で、緊急通報装置、総務部長の説明の中に、当初２５台予定していたのが１５台ということで、１０台の減になっているのですけれども……、逆ですか。ちょっと聞き間違えました。

それでは、３３ページの学校事業費の黒板の修繕９カ所、修繕でない交換ですか、これ、原因といいますか……。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長、マイクを通して、その台数は、もう１回説明してあげ

てください。黒板の前、在宅の増の台数のことでは、ただ、そこでしゃべらないで、勘違いしたことを、もう１回ちゃんとわかりやすく説明してあげてください。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　最初の御質問にありました２７ページの在宅福祉事業費の増、これは、具体的には緊急通報装置、電話を主にした緊急通報装置でありますが、この申請件数が増加をしたということで、当初予算では２５台を計上しておりましたが、今回１５台分を新たに増加予算をお願いをしたいということで、合計４０台分を見たいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　教育部長。

○教育部長（高木恵一君）　中学校費の修繕料のうち、黒板の関係でございますけれども、移転する直前の部分でありますけれども、４階にございます貯水槽が、凍結によりまして管が破裂したということで、水漏れを起こしました。上層部にありますので、壁を伝って、３階、２階、１階というふうにして水漏れで水がかかったということで、黒板に水分を含んだということで、ことしの春ぐらいから膨らみが出てきたということで、板書、黒板に書くのに支障が出てきたということで、９カ所あるのですけれども、そのうちの８カ所、８クラス分が著しく修繕を要するということで、今回計上させていただいたところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　１番新鞍峯雄さん。

○１番（新鞍峯雄君）　それ以外、ほかの教室の、一応、全部検査したということですね。

○議長（古舘繁夫君）　教育部長。

○教育部長（高木恵一君）　そのとおりでございます。全確認した中の８枚ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで、質疑を終わります。

これから、議案第９５号平成２５年度美幌町一般会計補正予算（第５号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を１１時半といたします。

午前１１時１９分　休憩

午前１１時２９分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３　議案第９６号

○議長（古舘繁夫君）　日程第３　議案第９６号平成２５年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　３７ページをお開きいただきたいと思います。

議案第９６号平成２５年度美幌町国民健康保険特別会計計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

平成２５年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，０７９万６，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ２９億６，８７０万５，０００円とするものでございます。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

４６ページ、４７ページお開きいただきたいと思います。（「説明省略」と呼ぶ者あり）

今回の補正につきましては、過年度の補助金確定に伴う返還金の増額を行うというものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第９６号平成２５年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第９７号

○議長（古舘繁夫君）　日程第４　議案第９７号平成２５年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　５０ページをお開き願います。

議案第９７号平成２５年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度補助金確定に伴う返還金等の増額を行うものでございます。

平成２５年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２００万３，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１４億８，５６３万１，０００円とするものでございます。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。（「説明省略」と呼ぶ者あり）

以上、御説明申し上げました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これから、議案第９７号平成２５年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第９８号

○議長（古舘繁夫君）　日程第５　議案第９８号平成２５年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　議案の６０ページをお開きください。議案第９８号平成２５年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第１号）についてを御説明申し上げます。

平成２５年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第１号）は、次の定めるところによる。

今回の補正につきましては、平成２４年度決算額確定に伴う消費税額確定による補正を

いただくものであります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１７万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，１３５万６，０００円とするものであります。

第２項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。（「説明省略」と呼ぶ者あり）

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第９８号平成２５年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第９９号

○議長（古舘繁夫君）　日程第６　議案第９９号平成２５年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大村英則君）　それでは、議案７１ページをお開き願います。

議案第９９号平成２５年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、退職手当組合事前納付金の精算及び医療機器リース、企業債借入額の確定などによる補正を行うものであります。

第１条、平成２５年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

第２条の収益的収支の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第３条の債務負担行為の補正は、起債の医療機器の借入時期の確定に伴い、記載のとおり、期間と金額の補正を行うものであります。

第４条の議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、退職手当組合事前納付金の精算に伴い、職員給与費の退職手当組合負担金を６５９万７，０００円を増額するものであります。なお、精算期間は３年ごととなります。

次に、７３ページをお開き願います。

収益的収入の補正についてであります。

医業外収益のうち他会計負担金は、それぞれ、一般会計からルール分繰り入れに伴う補正であります。高度医療に要する経費については、１００万円以上のリース医療機器は借上料の全額を一般会計から繰り入れしているため、今回の歳出の賃借料の減額補正の相当額を減額し、建設改良に要する経費は、歳出の企業債利息の２分の１を一般会計から繰り入れているため、歳出の企業債償還利息の減額補正の２分の１相当額を減額するものであります。金額は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、７５ページをお開き願います。

収益的支出の補正についてであります。

医業費用の給与は、説明のとおり、退職手当組合事前納付金の精算に伴う増額を行うもので、経費の賃借料は、リース医療機器の借入時期変更に伴う減額を、委託料は執行残による減額を、医業外費用は企業債の借入額確定に伴う減額を行うものであります。金額は、それぞれ記載のとおりであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行

います。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　７５ページ、給与費ということであります。６５９万７，０００円。これは、通常の退職者云々といったら、通年、当初予算から見られるものだなと私は見ているのですけれども、この退職のあり方という意味で、本人が希望して、勝手な話ししますよ、事情が違ったら、何も遠慮なく言ってください。私は、こういうものと、法定福利というのは、年度、年度で、大体予測した額というのは想定して計上しているものだなと思っています、私の感覚でね。急に６５９万７，０００円、精算行為もあるよというのも、言葉としてはわかるのですが、中には、退職者、例えば五十幾つだったら、要するに退職金もふえて、これもまたおかしいことなのですよ。例えば、病院では看護師さんも、仮に看護師も少ないのに、やめてくれと言ったはずもないのに勧奨になるのかなと思ってみたり、勝手な想像でしゃべって申しわけないのですが、そこら辺の絡み。ぜひ、いてくださいという思いがありながら、仮に退職者がふえたと。それは勧奨というのですか、扱ったというのは、僕は、もしそういう事例が、空想ですけれども、あるなら、そこら辺の絡み、そうでないと、年度的に、これは福利厚生の部類ですから、カウントできるものだと思っていたものですから、この事情、空想の部分もありますけれども、もう少し内容をお知らせ願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　病院事務長。

○病院事務長（大村英則君）　今、吉住議員の御質問に、まずお答えをしたいと思います。

まずもって、病院の職員については勧奨退職制度というものはございません。それで、今、この増額分については２２年度から３年間ですね、２２年、２３年、２４年度と。それで、２２年度が、定年退職者以外のいわゆる自己都合、そういうもので退職手当の退職金がふえていますので、それの部分の３年間の精算による増減ということで理解をしていただければと思います。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　７１ページの債務負担行為のところの補正なのですけれども、この事項の便中ヒトヘモグロビン分析装置借上料、これは、例えば、町で行う大腸検査なんかが国保病院でできるのかどうかこの辺のことについて、この装置がどういうものかも教えていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　病院事務長。

○病院事務長（大村英則君）　今の、便中ヒトヘモグロビン分析装置の内容については、後から主幹のほうから説明をさせていただければと思います。

御質問のあった大腸検査については、いわゆる大腸の腫瘍検査、マーカー検査というのがございます。これは全くこの部分とは違って、今、規定の血液検査の中で、例えば胃がんだとか肝臓がん、それから膵臓がん、これらについては、その腫瘍マーカー検査というものをやればできますので、これとは違うという御理解をしていただければと思います。

○議長（古舘繁夫君）　病院総務主幹。

○病院総務主幹（橋本美典君）　御質問の、便中ヒトヘモグロビンの分析装置の関係でございますけれども、こちらにつきましては、議員御指摘のとおり、消化器、主に、特に大腸などの下部消化管からの出血があった場合、便中に含まれる血液を測定するもので、ポリープや、がんなどから出血した部分が、この検査でわかるというものでございます。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　町では、大腸検査をやっていますよね、便を取って。それが国保病院が受け手になれるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　病院事務長。

○病院事務長（大村英則君）　大腸検査をや

る部分で、採便をして、そこに血液検査の結果、血液が含まれるということであれば、いわゆる消化器官の大腸の検査をできます。それで、もし万が一、ポリープ等があれば、内視鏡によって、細胞を取って、それを病理検査というところに送って、それが、いわゆるポリープか悪性のがん等になるか、そういう判断のもとに検査ができるという仕組みになってございます。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑ありませんか。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第９９号平成２５年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第　７　認定第１号から
◎日程第１２　認定第６号まで

○議長（古舘繁夫君）　日程第７　認定第１号平成２４年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第８　認定第２号平成２４年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第９　認定第３号平成２４年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１０　認定第４号平成２４年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１１　認定第５号平成２４度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１２　認定第６号平成２４年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上、６件を一括議題とします。

お諮りします。

本件については、６人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第９８条第１項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第１号平成２４年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定から認定第６号平成２４年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定までについては、６人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第９８条第１項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎決算審査特別委員会委員の指名

○議長（古舘繁夫君）　お諮りします。

ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第７条第２項の規定により、１番新鞍峯雄さん、２番大江道男さん、５番早瀬仁志さん、６番松浦和浩さん、１０番吉住博幸さん、１１番橋本博之さん、以上、６名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました６名の方を、一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第１３　認定第７号及び
◎日程第１４　認定第８号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１３　認定第７号平成２４年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第１４　認定第８号平成２４年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上、２件を一括議題とします。

お諮りします。

本件については、５人の委員をもって構成

する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第９８条第１項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第７号平成２４年度美幌町水道事業会計決算認定及び認定第８号平成２４年度美幌町病院事業会計決算認定については、５人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第９８条第１項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎決算審査特別委員会委員の指名

○議長（古舘繁夫君）　お諮りします。

ただいま設置されました企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第７条第２項の規定により、３番中嶋すみ江さん、４番上杉晃央さん、８番岡本美代子さん、９番坂田美栄子さん、１３番大原昇さん、以上、５人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました５人の方を企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩中に、両決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

再開を午後１時３０分といたします。

午前１１時５０分　休憩

午後　１時２７分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君）　諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されました両決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参っておりますので報告します。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に橋本博之さん、副委員長に早瀬仁志さん、企業会計決算審査特別委員会の委員長に大原昇さん、副委員長に中嶋すみ江さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第１５　意見書案第６号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１５　意見書案第６号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第１６　意見書案第７号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１６　意見書案第７号教育費無償化の前進を求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第１７　意見書案第８号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１７　意見書案第８号道州制導入に断固反対する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第１８　意見書案第９号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１８　意見書案第９号地方財政の拡充に関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第１９　報告第９号

○議長（古舘繁夫君）　日程第１９　報告第９号健全化判断比率について、お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　ないようでありますので、報告第９号健全化判断比率については、これで終わります。

◎日程第２０　報告第１０号

○議長（古舘繁夫君）　日程第２０　報告第１０号資金不足比率について、お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　ないようでありますので、報告第１０号資金不足比率については、これで終わります。

◎日程第２１　報告第１１号

○議長（古舘繁夫君）　日程第２１　報告第１１号平成２４年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について、お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　ないようでありますので、報告第１１号平成２４年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告については、これで終わります。

◎日程第２２　報告第１２号

○議長（古舘繁夫君）　日程第２２　報告第１２号例月出納検査報告について（５月～７月分）、お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　ないようでありますので、報告第１２号例月出納検査報告について（５月～７月分）については、これで終わります。

◎日程第２３　議員の派遣について

○議長（古舘繁夫君）　日程第２３　議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付した印刷物のとおり派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は派遣することに決定しました。

◎日程第２４　閉会中の継続調査について

○議長（古舘繁夫君）　日程第２４　閉会中の継続調査について。

各委員会から、お手元に配付した印刷物のとおり申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申し出のとおり承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君）　以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成２５年第５回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後　１時３５分　閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員